

審査請求書（下水道使用料督促状 8）

平成 28 年 3 月 28 日(月)

青森市長 鹿内 博 様

審査請求人 三国谷清一



下記のとおり審査請求をする。

記

1. 審査請求人の住所、氏名、年齢

住 所 青森市桜川 4 丁目 8 番 2 号

氏 名 三国谷清一

年 齢 66 歳

2. 審査請求に係る処分

青森市公営企業管理者企業局長(以下「企業局長」という。)の平成 28 年 2 月 25 日付下水道使用料督促状(平成 28 年 1 月分)(以下「本件督促状」という。)による処分。

3. 審査請求に係る処分があったことを知った年月日

平成 28 年 2 月 26 日

4. 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分を取り消すとの決定を求める。

5. 審査請求の理由

(1) 平成 27 年 2 月 17 日開催民生環境常任委員協議会において小松文雄環境部次長(現環境部理事)(以下「小松次長」という。)は「下水道使用料督促状の発行は企業局水道部に事務委任するが、この督促状の発行には新たな経費は発生しない」と説明し、これを受け青森市議会では、青森市下水道条例(以下「下水道条例」という。)を改正し、「下水道使用料に係る督促手数料は徴収しない」とした。

(2) 審査請求人が企業局長に本件督促状の作成・発送に要する経費について照会したところ 70.6 円と試算されるとのことであり、企業局長は下水道サイドへ下水道使用料督促状に係る経費を請求するとのことである。

(3) 小松文雄環境部次長の「督促状の発行には新たな経費は発生しない」との発言の意味は不明であるが本件督促状の作成・発送に経費が掛かっていることは前述(2)のとおり明らかであり、実費徴収が原則である督促手数料について、これを徴収しないこととした下水道条例改正が誤りであることは明らかであり、過る下水道条例を根拠にした、本件督促状による処分は違法であり、取り消されるべきである。

(4) また、本件督促状には「下水道使用料等 1,313 円」と記載されているが、下水道使用料等の意味は不明である。何に対する督促なのか特定していない本件督促状は地方自治法第 231 条の 3 第 1 項に規定する督促状とはいえない。本件督促状は法に定める督促状としての要件を欠くものである。

6. 処分庁の教示

不服申し立てに関する教示はありません。

7. 行政不服審査法第 25 条第 1 項但し書きの規定による口頭の意見陳述の申立て

行政不服審査法第 25 条第 1 項但し書きの規定により口頭の意見陳述を申立てる。



審査請求に係る審査庁である市の見解

1. 本件処分の内容 平成28年1月分の下水道使用料督促処分

2. 審査請求の要旨に対する審査庁である市の見解

審査請求の要旨	審査庁である市の見解
<p>「実費徴収が原則である督促手数料について、これを徴収しないこととした青森市下水道条例改正が誤りであること、過てる青森市下水道条例を根拠にした、本件審査請求に係る処分は違法であり、取り消されるべきであること、何に対する督促なのか特定していない本件督促状は地方自治法に規定する督促状としての要件を欠くものである」との主張について</p>	<p>処分庁である企業局長からの弁明書によれば、「当職は、青森市事務の委任及び補助執行に関する規則第6条（企業局長への委任）の規定により「下水道使用料の徴収（地方自治法第231条の3第2項から第4項までの規定による手数料及び延滞金並びに滞納処分に関する事務を除く。）及び還付に関する事務」を受任しており、本件督促状による処分は、関係法令に基づき行った処分である」旨の弁明がなされていることから、本件処分に至る手続及びその根拠となる関係法令を確認した。</p> <p>まず、下水道使用料の督促に関する事務についてであるが、青森市事務の委任及び補助執行に関する規則第6条の規定に基づいて企業局長に事務を委任しており、企業局長が本件処分の正当な処分権限を有する者であることは明らかであるものとする。</p> <p>次に、本件処分に関する事務についてであるが、青森市下水道条例第30条の2第1項及び第2項の規定によれば、納期限を過ぎても使用料を完納しない者があるときは、納期限後20日以内に督促状を発行しなければならないとされており、また、その発行の日から15日以内において納付すべき期限を指定しなければならないとされており、これらの規定のとおり行われていることを確認した。</p> <p>次に、「本件督促状には下水道使用料等と記載されているが、下水道使用料等の意味は不明である。何に対する督促なのか特定していない本件督促状は地方自治法に規定する督促状としての要件を欠くものである」との主張についてであるが、処分庁である企業局長からの弁明書によれば、「本件督促状には、「下水道使用料等」という記載をしているが、これは「下水道使用料」と「農業集落排水施設使用料」を合わせて「下水道使用料等」と表記している。この表記は下水道使用料と農業集落排水施設使用料はともに使用場所毎に徴収しているため下水道使用料と農業集落排水施設使用料の督促を1件の督促状で行うことはあり得ないことから行っているものであり、当局では、本件督促状のみならず、使用水量のお知らせ等、下水道使用者及び農業集落排水施設使用者に対し発するものすべてに統一的にこの表記をしている。審査請求人は下水道を使用していることから、本件督促状の「下水道使用料等」とは「下水道使用料」のことを指しており、地方自治法第231条の3第1項の規定に反するものではない」旨の弁明がなされている。</p> <p>この取扱いからすると、本件督促状における「下水道使用料等」との記載が違法であるとはいえないものとする。</p> <p>地方自治法を確認したところ、同法第231条の3第1項では「分担金、使用</p>

	<p>料、加入金、手数料及び過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。」と規定しており、このことからすれば、納入期限が記載されている本件督促状は、地方自治法に規定する督促状としての要件を欠いているとはいえないものとする。</p> <p>したがって、本件処分は、関係法令を遵守して適正に行われており、違法・不当であるということはいえないものとする。</p> <p>また、審査請求人は、審査請求書及び本件審査請求に関する口頭意見陳述等の中で種々の主張を行っているが、これらの主張はいずれも審査庁が審査すべき事項に当たらず、審査請求人の主張は採用することができないものとする。</p>
--	---

3. 結論

上記 2 のとおり、本件処分について、審査請求人の主張する違法性は認められないものとする。